

## お知らせ

### 町より

#### 生活安全推進

#### 消費者行政に関する意思表示

平成26年2月3日、藤本町長は氷川町において、悪質・巧妙化する消費者被害を防止するため、より一層の相談窓口の充実と町民の皆さまの安全・安心をサポートする啓発活動を持続的に取り組んでいくことを表明しました。

【問合せ】総務課 生活安全推進室

☎52・7111(直通)

### 福祉

#### 平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準が変わります

#### 【改正の概要】

- ◆ ペースメーカーを入れた人
  - ・平成26年3月まで 一律1級に認定
  - ・平成26年4月から 1級・3級・4級のいずれかに認定
- ◆ 人工関節を入れた人(股関節・膝関節)
  - ・平成26年3月まで 一律4級に認定
  - ・平成26年4月から 4級・5級・7級・非該当のいずれかに認定

4級・5級・7級・非該当のいずれかに認定

#### ◆ 人工関節を入れた人(足関節)

- ・平成26年3月まで 一律5級に認定
- ・平成26年4月から 5級・7級・非該当のいずれかに認定

#### ◆ 経過措置

3月31日(月)までに作成された診断書・意見書により、6月30日(月)までに申請された場合は、従前の基準で認定します。

#### 【問合せ】健康福祉課 福祉係

☎52・5852(直通)

熊本県福祉総合相談所

☎096・381・4464

#### 障がい者就労支援セミナー

#### 「障がい者とともに働く」

障がい者の就労について、それぞれの立場で考えることを目的にセミナーを開催します。

#### ◆ 日時

3月11日(火) 14時～16時

#### ◆ 場所

やつしろハーモニホール3階 大会議室A・B

#### ◆ 内容

- ・障がい者を取り巻く現状について
- ・八代管内の障がい者就労状況とハローワークの取り組みについて
- ・ジョブコーチについて
- ・講演「障がい者の雇用について」

### 農産

#### 家畜を飼養されている人へ

家畜伝染病予防法の規定により、年に1回その飼養頭羽数(2月1日時点)を県に報告しなければなりません。小規模飼養者で次の頭羽数の家畜を飼養されている人は、農業振興課までご連絡ください。

#### 【報告が必要な小規模飼養者】

- ・1頭以下 牛、水牛、馬
- ・5頭以下 めん羊、ヤギ、豚、イノシシ、鹿
- ・100羽未満 鶏、アヒル、アイガモ、七面鳥、ウズラ、ほろほろ鳥、キジ
- ・10羽未満 ダチョウ

#### 【問合せ】農業振興課 農産係

☎52・5854(直通)



### 下水道

#### 下水道使用料の消費税率の改正

消費税法などの改正により、平成26年4月1日から下水道使用料の消費税率が5%から8%に変わります。

#### 【経過措置】

- ・平成26年4月請求分まで (3月使用分)
- 改正前の消費税率(5%)
- ・平成26年5月請求分から (4月使用分)
- 改正後の消費税率(8%)

#### 【問合せ】建設下水道課 下水道係

☎52・5862(直通)

### まちづくり

#### 平成26年経済センサス基礎調査および商業統計調査実施

7月1日を基準日とし、平成26年経済センサス基礎調査および商業統計調査を行います。調査結果は雇用政策や産業振興策などの政策立案、各種統計調査の母集団情報に利用されます。

日本経済の「いま」を知り、未来を考えるための大切な調査ですので、事業者の皆さまのご協力をお願いいたします。

#### 【経済センサス基礎調査】

## 町有財産(土地)の売り払い実施

入札により町有財産(土地)の売り払いを行います。入札物件や概要は次のとおりです。

入札日時	平成26年5月8日(木) 10時から
入札会場	役場2階 中会議室
入札の方法	一般競争入札(期日入札)
入札物件	①氷川町野津字中古川4741番2 田 1177㎡ ②氷川町野津字中古川4746番 田 545㎡
予定価格 (最低売却価格)	①522,517円 ②241,947円
申込受付期間	2月28日(金)～5月2日(金)17時まで



- ※入札に参加希望の人は、入札案内書を企画財政課で配布します。
- ※入札物件が農地のため、申し込みの際に「買受適格証明書」が必要となります。農業委員会へ交付申請を行ってください。
- ※入札物件は、農業振興地域内の農用地区域になりますので、購入後に農地としてご利用いただくことになります。

お問い合わせ先 企画財政課 財政係 ☎52-5850(直通)

### 学校教育

#### 氷川町奨学資金貸付制度

高等学校・大学・専門学校などに進学または在学中の人で、経済的理由により就学が困難な場合、奨学資金を貸し付けます。

#### ◆ 資格

竜北中学校・氷川中学校の出身者で保護者が町内に居住し、かつ、日本学生支援機構またはその他の公私の団体から学資の貸し付けを受けていない人。

#### ◆ 奨学金の額(月額)

高等学校 1万円  
大学・専門学校 2万5千円

#### ◆ 貸付期間

貸し付けを開始した月から在学する学校の正規の修業期間

#### ◆ 返還期間

卒業後1年を経過した月から貸し付けを受けた期間内

#### ◆ 貸付利息 無利子

#### ◆ 申請方法

申請は随時受け付けますが、4月から貸し付けを希望される人は3月24日(月)までに学校教育課に配置されている申請用紙でお申し込みください。

#### 【問合せ】学校教育課 学校教育係

☎62・3313(直通)

